

愛知産業大学短期大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は教育基本法と学校教育法に基づき、一般教養および専門の学問、技術を教授研究し、実社会に適応できる豊かな人間性と創造性を備えた人材を育成し、もって地域社会の教育、学術文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(情報公開)

第1条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員並びに教育研究の目的)

第2条 本学に設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
----------	------	------

通信教育部

国際コミュニケーション学科	600人	1,200人
---------------	------	--------

2 前項の学科の教育研究の目的は、次のとおりとする。

英語等の語学力、日本語教育、コミュニケーション、あるいは日本を含めたさまざまな国の文化や歴史など、国際コミュニケーションに必要な多様な知識を教授し、国際的に活躍できる人材の育成を目指す。

3 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、別表1に定めるとおりである。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、原則として毎年4月と10月とする。

(入学資格)

第6条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- (7) その他、文部科学大臣の指定した者

(入学の出願)

第7条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学選考料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の提出すべき書類、時期、方法及び入学選考料については、別に定める。

(入学者の選考)

第8条 前条の入学出願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 選考は書類審査によるものとする。

(入学許可及び入学手続き)

第9条 前条の選考の結果に基づき、合格した者に、学長は入学を許可する。

- 2 入学を許可された者の入学手続きについては、別に定める。

(編入学、再入学、転入学)

第10条 本学に編入学、再入学又は、転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(学籍)

第11条 本学の学生が、他の大学及び短期大学の正規の課程に在籍することは認めない。ただし、科目等履修生、特別聴講生はこの限りではない。

(退学)

第12条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第13条 疾病その他やむを得ない事由により6か月以上修学することが困難と認められる者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第14条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第15条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第14条第2項に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 死亡した者

(復籍)

第17条 前条第2号から第4号の規定に基づき除籍された者が、再び学業を続けることを希望した場合には、学長は教授会の議を経て、学長が復籍を許可する。

2 復籍に関する規定は別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目を分けて、教養科目、及び専門科目とする。

2 授業の方法は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付もしくは指定し、主としてこれらの教材により学修させる授業（以下「通信授業」という。）、講義・演習・実験・実習もしくは実技のいずれかにより又は併用により学修させる授業（以下「面接授業」という。）、放送その他これらに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）及び多様なメディアを利用し当該授業を行う教室等

以外の場所で学修させる授業（以下「メディア授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

3 授業科目及び単位数等は別表2のとおりとする。

（単位の計算方法）

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）通信授業は、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。

（2）面接授業及びメディアを利用して行う授業科目は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、面接授業及びメディア授業の実技、実験及び実習については、30時間の実技、実験及び実習をもって1単位とする。

（3）面接授業の科目は、メディア授業との併用による場合については、その組み合わせに応じて、単位数を定めることができる。

（4）放送授業は、15時間をもって1単位とする。

（学習指導）

第20条 通信授業及び放送授業は、添削等による指導を併せて行い、補助教材の配布、質疑応答等を適切な方法により行うことができるものとする。

2 面接授業及びメディア授業の授業科目および時期等については、別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第21条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）を実施する。

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修）

第22条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学の授業科目を履修し修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本学の承認を受けて、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。

（短期大学又は大学以外の教育施設における学修）

第23条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の専攻科、高等専門学校又は専修学校の授業科目の履修等文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、当該教育施設等において修得した単位を、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第24条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に短期大学又は大学において授業科目を履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業

科目の履修による修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときには、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与える。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第21条第1項及び第22条に定める単位数と合わせて30単位を越えない範囲で本学において修得したものとして単位を与える。この場合において、第21条第2項において準用する同条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を越えないものとする。

(履修届)

第25条 学生は、在学年次に定められた授業科目中の必修科目とともに他に履修しようとする授業科目を選択し、所定期日までに履修の手続きを行わなければならない。

- 2 各年次の履修登録単位数の上限は、別に定める。

(試験実施)

第26条 授業科目の終末試験は、筆記試験、レポート試験、ネットワーク試験（インターネットを利用した試験）、実技試験とする。試験の方法は担当教員が定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、本学が指定する特定の授業科目については、特別の課題をもって終末試験に代えることができる。
- 3 試験の実施及び細目については、別に定める。

(学修の評価)

第27条 学修の評価は、各授業科目とも100点を満点とし、90点以上を秀（S）、80点以上を優（A）、70点以上を良（B）、60点以上を可（C）、60点未満を不可（F）とし、可以上を合格とする。

- 2 追試験による学修の評価は、100点を最高点とする。
- 3 再試験による学修の評価は、60点を最高点とする。
- 4 学修の評価に関する細目については、別に定める。

(単位授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

第6章 卒業及び学位授与

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表2に定める単位数を修得しなければならない。

(卒業及び学位授与)

第30条 第3条に定める在学年数を満たし、前条に定める授業科目及び単位数を修得した者に

については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 前項の規定により卒業した者には、本学の学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

国際コミュニケーション学科 短期大学士（文学）

第7章 学費

(学費)

第31条 通信教育部の学費を別表4のとおり定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、修業年限を超える在籍に係る授業料については別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休学期間に係る授業料等については別に定める。

(学費の納入区分)

第32条 授業料は、学年ごとに全納することを原則とする。ただし、学生の希望により分納を認めることができる。

(学費の取扱)

第33条 納入した入学選考料および授業料等は原則として返還しない。ただし、入学辞退者については別に定める。

第8章 職員組織

(職員組織)

第34条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

- 2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識および技能を習得させ、ならびにその能力および資質を向上させるための研修会（第20条に規定するものを除く）の機会を設けることその他必要な取組（スタッフ・ディベロップメント）を行う。

第35条 通信教育部に、部長その他必要な職員をおくことができる。

第9章 教授会

(教授会)

第36条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第37条 教授会は学長及び専任の教授をもって組織する。ただし学長が必要と認めた場合は、専任の准教授、講師及び助教、その他職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第38条 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故のあるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

(教授会の開催)

第39条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(教授会の審議事項)

第40条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業、及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。(その他)

第41条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講生及び特修生

(科目等履修生)

第42条 本学において本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第43条 本学と他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)との協議により、当該短期大学等の学生を特別聴講生として入学を許可することがある。特別聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(特修生)

第44条 第6条のいずれかに該当しない者で入学を希望する者は、特修生として入学を許可することができる。特修生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第46条 学則に違反し、本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(賠償の責任)

第47条 本学の施設、設備又は備品等を故意に破損又は滅失した学生には相当の賠償をさせ、事情によっては懲戒することができる。

第12章 公開講座

(公開講座)

第48条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学は必要に応じ公開講座を開設することができる。

第13章 自己点検・評価等

(自己点検・評価)

第49条 本学の教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学は、本学教職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

3 自己点検及び評価に関して必要な事項については、別に定める。

第14章 専攻科

(専攻科)

第50条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科に関する規則は、別に定める。

第15章 附属施設及び機関

(附属施設及び機関)

- 第51条 本学に、図書館を置く。
- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 奨学制度

(奨学制度)

- 第52条 本学学生で、成績優秀、品行方正にして、かつ家庭の経済的事情のために就学困難と認められる者には、学費の全額又は一部を貸与又は免除することがある。
- 2 奨学制度については別に定める。

第17章 教育職員免許

(教育職員免許)

- 第53条 教育職員免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本学の学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状は、次のとおりとする。
- 国際コミュニケーション学科 中学校教諭 二種免許状 英語
- (教職に関する専門教育科目)
- 第54条 本学における教職に関する専門教育科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

ただし、昭和61年度、昭和62年度入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

ただし、第28条の検定料等の金額及び第29条授業料の納入期を除き、昭和63年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第2条の学生定員は平成2年度から平成10年度までの間、次のとおりとする。

学科\年度	平成 2 年		平成 3 年～平成 1 0 年		平成 1 1 年	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営学科	2 2 5	3 7 5	2 2 5	4 5 0	1 5 0	3 7 5
経営専攻	7 5	1 2 5	7 5	1 5 0	5 0	1 2 5
情報専攻	1 5 0	2 5 0	1 5 0	3 0 0	1 0 0	2 5 0

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 2 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 3 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 4 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 5 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 6 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 7 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 8 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 9 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 1 0 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

第 2 条の学生定員は平成 2 年度から平成 1 1 年度までの間、次のとおりとする。

学科\年度	平成 2 年		平成 3 年～平成 1 1 年		平成 1 2 年	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営学科	2 2 5	3 7 5	2 2 5	4 5 0	1 5 0	3 7 5
経営専攻	7 5	1 2 5	7 5	1 5 0	5 0	1 2 5
情報専攻	1 5 0	2 5 0	1 5 0	3 0 0	1 0 0	2 5 0

附 則

この学則は、平成 1 1 年 6 月 1 日から施行し、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 1 1 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

経営学科経営専攻及び情報専攻は、改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 1 2 年 3 月 3 1 日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 8 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、平成 1 7 年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

また経営学科及び英語科、並びに通信教育部経営学科及び英語科は、改正後の学則第 2 条の規定にかかわらず、平成 1 8 年 3 月 3 1 日に当該各学科に在学する者が、当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第31条別表4については、平成30年度以前の1年次入学生および2年次編入学生にあたっては、当該入学時および編入学時の学則を適用する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

愛知産業大学短期大学専攻科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知産業大学短期大学学則（以下「学則」という。）第50条第2項の規定に基づき、愛知産業大学短期大学専攻科（以下「本専攻科」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本専攻科は、学則第1条に掲げる目的に従って、短期大学の教育の基礎の上に精深な程度において専門分野に関する学術について教授し、その研究を指導することを目的とする。

2 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、別表1に定めるとおりである。

(専攻及び学生定員)

第3条 本専攻科に次の専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

国際コミュニケーション専攻 入学定員20人 収容定員40人

(修業年限及び在学年限)

第4条 本専攻科の修業年限は2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。ただし、休学した期間は在学期間に含まれない。

(学年)

第5条 本専攻科の学年は、学則第4条の規定を準用する。

(授業科目)

第6条 本専攻科の授業科目は、専攻科教育課程科目に関する科目とする。授業科目の種類、必修・選択の別及び単位数は、別表第2に定めるところによる。

(所要単位の取得)

第7条 学生は、別表第2の教育課程表のうち履修方法の欄に定める方法にしたがい、必修科目の単位と選択科目の単位とを合わせて、62単位以上修得しなければならない。

(授業科目、単位の計算方法、履修方法、成績評価、単位授与)

第8条 本専攻科の単位、授業期間、単位の授与については、学則第18条から第28条までの規定を準用する。

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者

- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち大学に編入学することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者(ただし、法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- (8) 本専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願、入学者の選考、入学手続き及び入学許可)

第11条 本専攻科の入学の出願、入学の選考、入学手続き及び入学許可については、学則第7条から第9条までの規定を準用する。

(再入学、学籍、退学、休学、休学の期間、復学、除籍、復籍)

第12条 本専攻科学生の再入学、学籍、退学、休学、休学の期間、復学、除籍、復籍については、学則第10条から第17条の規定を準用する。

(専攻科の修了要件)

第13条 本専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目の単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(学位授与機構による学位の授与)

第14条 本専攻科を修了した者で、62単位以上を修得したものは、学位授与機構が行う学士の学位授与に申請することができる。

2 学位授与機構が行う審査に合格した者には、学位授与機構から学士(文学)の学位が授与される。

(表彰、懲戒)

第15条 本専攻科の表彰、懲戒については、学則第45条から第47条までを準用する。

(入学選考料等の金額及び納付の方法)

第16条 本専攻科の入学選考料、入学金及び授業料の金額は別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、修業年限を超える在籍に係る授業料については別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、休学期間に係る授業料等については別に定める。

(納入時期)

第17条 授業料は、学年ごとに全納することを原則とする。ただし、希望により分納を認めることができるものとする。

(学費の取扱)

第18条 納入した入学選考料及び学費は、原則として返還をしない。ただし、入学辞退者については、別に定める

(科目等履修生)

第19条 本学の学生以外の者で、1 又は複数の授業科目の履修を願い出る者があるときは、これを専攻科科目等履修生として許可することがある。

2 専攻科科目等履修生に係る授業料等については、別に定める。

(雑則)

第20条 この規則の施行に関する必要な細則は学長が定める。

附 則

この規則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成31年4月1日から施行する。

ただし、第16条別表3については、平成30年度以前の入学生にあたっては、当該入学時の規則を適用する。

附 則

この規則は令和2年10月1日から施行する。

G P Aに関する細則

(目的)

第1条 この細則は、愛知産業大学短期大学（以下「本学」という）におけるG P A（グレード・ポイント・アベレージ＝成績評定平均値）の取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「G P A」とは、各授業科目の5段階の成績評価に対して、4～0の評点（グレード・ポイント。以下「G P」という）を付与して算出する1単位当たりの評定平均値をいう。

(配点)

第3条 評価された成績の段階ごとに次のG Pを配点する。

- | | | | | |
|-----|----|-----|---------|---------|
| (1) | 秀 | (S) | 100～90点 | G P = 4 |
| (2) | 優 | (A) | 89～80点 | G P = 3 |
| (3) | 良 | (B) | 79～70点 | G P = 2 |
| (4) | 可 | (C) | 69～60点 | G P = 1 |
| (5) | 不可 | (F) | 59～0点 | G P = 0 |

(対象授業科目)

第4条 G P A算出の対象となる授業科目は、前条の5段階の成績評価を受けた授業科目とする。

(G P Aの種類及び計算方法)

第5条 G P Aは、次の各号に区分し、当該各号に定める方法で計算する。この場合において計算値は、小数点以下第2位を四捨五入して算出する。

- (1) 年度G P A = ((当該年度において履修登録した各授業科目の単位数×各授業科目のG P)の和 / 当該年度において履修登録した各授業科目の単位数の和)
- (2) 通算G P A = ((全学年度において履修登録した各授業科目の単位数×各授業科目のG P)の和 / 全学年度において履修登録した各授業科目の単位数の和)

(履修放棄科目の取扱い)

第6条 病気、事故、その他の不慮の災害等により、履修の継続が困難になった場合を除き、履修を放棄した科目の成績は不可として扱う。

(G P Aの通知)

第7条 G P Aの学生及び教員への通知は、WEBにより年度G P A、及び通算G P Aを表示することにより行う。

(成績証明書への記載)

第8条 成績証明書には、G P Aを記載する。

(学修指導計画)

第9条 各学科は、G P Aに基づく学修指導の計画を策定し、学生の学修指導を行うものとする。

附 則

この細則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知産業大学短期大学学則（以下「学則」という。）第46条に規定する懲罰に関して必要な事項を定める。

(懲戒の対象とする者)

第2条 この規程において懲戒の対象とする者とは、正科生、科目等履修生、特修生をいう。

(懲戒の考え方)

第3条 懲戒は、学生が学則に定める懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生の本分をまっとうさせるために行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

3 懲戒により学生に課す不利益は、懲戒目的を達成するため、必要最小限にとどめなければならない。

(懲戒の対象とする行為)

第4条 学生に対する懲戒は、学則第46条に定める行為に対して行われる。

(懲戒の種類)

第5条 学則に定める懲戒の内容は、次のとおりとする。

(1)退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。

(2)停学は、一定期間、学生に次に掲げる教育課程の履修を停止する。

ア) 通信授業科目（レポート課題・課題作品）の提出。

イ) 通信授業科目、科目終末試験の受験及び受験申込み手続き。

ウ) 面接授業科目の受講及び受講申込み手続き。

(3)訓告は、学生を行った行為の責任を確認し、その将来を、書面をもって戒めるものとする。

2 懲戒対象行為に対する前項の種類内容の適用については、別表にこれを定める。ただし、別表に定めのない対象行為については、その都度審議する。

(停学の期間)

第6条 停学の期間は、無期または1カ月以上6カ月以下の有期とする。

(事実関係の調査)

- 第7条 懲戒の対象となる行為、又はその疑いが生じたときは、学科長は、遅滞なく当該学生に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。
- 2 前項の調査にあたり、学科長は、事前に当該学生に対して要旨を口頭または文書で通知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前項の定めにかかわらず、当該行為が重大かつ明白と認められる等特段の事情がある場合は、この限りではない。

(懲戒決定までの手続き)

- 第8条 学科長は、前条の事実関係の調査により、懲戒が相当と判断した場合、懲戒手続きを開始する。
- 2 学科長は、教授会において懲戒の原案を審議するよう、学長に上申する。
 - 3 学長は上申に基づき、懲戒の原案の審議を教授会に諮問する。諮問の結果は、学科長に通知する。
 - 4 学科長は、懲戒の原案に基づき、懲戒処分案を学長に上申する。

(懲戒の発効)

- 第9条 懲戒は、学長が行う。
- 2 懲戒は、懲戒の内容・期日等を記載した「懲戒通告書」に示された期日より発効する。

(学生への通告)

- 第10条 学長は、学生に対し懲戒の内容を「懲戒通告書」により通告する。
- 2 通告は、発信をもって足りる。

(公示)

- 第11条 懲戒を行った場合、学長は遅滞なく公示を行う。
- 2 公示する事項は、学科、学年、懲戒の種類、懲戒理由とする。
 - 3 公示期間は、1カ月とする。
 - 4 特段の事情がある場合、教授会の議を経て、当該公示の一部または全部を公示しないことができる。

(無期停学の解除)

- 第12条 無期停学は、懲戒の発効日から6カ月を経過した後でなければ解除できない。
- 2 学科長は、懲戒の発効日から6カ月を経過した後に、無期停学の解除が適当であると認めたときは、その解除を発議する。

- 3 無期停学の解除は、教授会の議を経て、学長が行う。
- 4 無期停学解除の学生への通告は、文書で行う。

(懲戒に関する記録)

第13条 学科長は、懲戒の事実を学籍簿に記録する。

(不服申立て)

- 第14条 懲戒を課せられた学生は、懲戒の発効日から1週間以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。
- 2 不服申立てをしようとする学生は、「不服申立書」を学長に提出しなければならない。

(不服申立審査委員会)

- 第15条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。
- 2 委員会は、不服申立てを行った学生が所属する通信教育部長、学科長、学科教員で構成する。
 - 3 委員会が必要と認める場合は、弁護士等専門家の出席を求めることができる。
 - 4 委員会は、学生から提出された「不服申立書」に基づき審査を行う。
 - 5 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
 - 6 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。
 - 7 委員会は、懲戒の内容が相当でないとして判断した場合は、懲戒の取消しまたは変更、及び学籍簿からの記録抹消または変更を求める旨の勧告を学長に行う。

(再審議)

- 第16条 学長は、前条第6項及び第7項の勧告を受けた場合、教授会に再審議を求める。
- 2 教授会において再審議を行い、その結果を学長に報告する。
 - 3 学長は、再審議の結果に基づき、懲戒の取消し、又は変更を行うとともに、その内容を当該学生に通知する。

(懲戒対象者の休退学申し出の取扱い)

第17条 学科長は、第9条において事情聴取等調査の対象となった者から、懲戒の決定前に休学または退学の申し出がある場合、懲戒が決定するまでこの申し出を受理しない。

(停学期間中の指導)

第18条 停学期間中は、必要に応じて教育的指導を行う。

2 学科長は、教育的指導に必要と判断される場合、停学中の学生に対して施設利用および正課授業への参加を認めることができる。

(事務)

第19条 懲戒に関する事務は、通信教育部事務室において行う。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、学長が定める。

(改正)

第21条 この規程の改正は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(別表)

不正行為の種類		処分内容
1. 試験における不正行為	違反1~2回	訓告処分とする。
	違反3回以上	停学処分とする。
2. 面接授業における妨害行為	違反1~2回	訓告処分とする。
	違反3回以上	停学処分とする。
3. 本学運営に対する妨害行為 および施設設備備品の故意による破損行為		停学処分とする。

試験における不正行為に対する取扱

1. この取扱いの「試験」とは、通信授業および面接授業における試験（以下「試験」という。）をいう。

なお、レポート課題、作品課題等による不正行為に対する処置は、試験に対する処置に準ずる。

2. 試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 代人として受験し、又は受験させたとき。

(2) 持ち込みが許可されていないノート、テキスト、参考書、辞書などを持参又は貸借し、参照したとき。

(3) あらかじめ机などに書込みを行い、又はカンニングペーパーなどを用意したとき。（テキストおよび、設題集、辞書などへの書込みの場合も含む。）

(4) 他人の答案をのぞき見したとき、又は故意に写させたりしたとき。

(5) 試験監督の指示に従わず、私語を発するなど不公正な手段を用いて受験したとき。

(6) その他、試験監督者が不正行為と認めたとき。

3. 試験監督者は、不正行為が明らかな場合、当該学生の受験を停止させ、不正行為に係る証拠物件等を没収したうえで、「当該試験の全科目が採点されない」旨を伝え退席させる。

ただし、疑わしい場合は、不正行為に係る証拠物件等を没収したうえで、「審議のうえ、当該試験の全科目が採点されない場合がある。」旨を伝え引き続き受験させる。

4. 試験監督者は、通信教育部事務室に不正行為に係る証拠物件等を添えて報告する。

5. 通信教育部事務室の報告に基づき、第2項の行為が不正行為と判断されたとき場合は、教授会の議を経て、学長が学生懲戒規程に基づく処分に処し、当該試験の受験登録済みの全科目について不合格として単位を授与せず、かつ、学長名で公示する。

6. 不正行為が試験終了後において発覚した場合においても、上述により取

り扱う。

附 則

本取扱は、平成25年4月1日から施行する。

なお、「試験における不正行為に対する処置」は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

本取扱は、平成27年4月1日から施行する。